

泉大津市議会令和2年第4回定例会会議事項

(そ の 2)

(令和2年11月27日)

会 議 事 項

種 別	番 号	事 件 名	ページ
議 案	7 3	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正の件	3
同	7 4	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件	9
同	7 5	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件	1 5

議案第73号

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正の件

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月27日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、本市職員の給与について適切な措置を講ずるため、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例（案）

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉大津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第34条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(参 考)

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例（案）要綱

本条例（案）は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、本市職員の給与について適切な措置を講ずるため、所要の改正を行うものであること。

1 期末手当の改定

- (1) 令和2年12月期の期末手当の支給割合を、次の表のとおり引き下げるものであること。（第1条の規定による第34条第2項関係）

再任用職員以外の職員

区 分	改定後	改定前
期末手当の支給割合	100分の125	100分の130
6月期と12月期の 合計支給割合	100分の255	100分の260

- (2) 令和3年6月期以降の期末手当の支給割合を、次の表のとおり改定するものであること。（第2条の規定による第34条第2項関係）

再任用職員以外の職員

区 分	改定後	改定前
期末手当の支給割合	100分の127.5	100分の125
6月期と12月期の 合計支給割合	100分の255	100分の255 (令和2年度支給割合)

2 施行期日

この条例（案）は、令和2年12月1日から施行するものであること。ただし、1の(2)は、令和3年4月1日から施行するものであること。

一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

第1 一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4及び5 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4及び5 (略)</p>

第2 一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割</p>

改 正 案	現 行
<p>る割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4及び5 (略)</p>	<p>合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4及び5 (略)</p>

議案第74号

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月27日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

一般職の職員の給与改定に準じて、特別職の職員の期末手当についても適切な措置を講ずるため、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例（案）

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和36年泉大津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「100分の217.5」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(参 考)

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例（案）要綱

本条例（案）は、一般職の職員の給与改定に準じて、特別職の職員の期末手当についても適切な措置を講ずるため、所要の改正を行うものであること。

1 期末手当の改定

- (1) 令和2年12月期の期末手当の支給割合を、次の表のとおり引き下げるものであること。（第1条の規定による第4条の2第2項関係）

区 分	改定後	改定前
期末手当の支給割合	100分の217.5	100分の222.5
6月期と12月期の 合 計 支 給 割 合	100分の440	100分の445

- (2) 令和3年6月期以降の期末手当の支給割合を、次の表のとおり改定するものであること。（第2条の規定による第4条の2第2項関係）

区 分	改定後	改定前
期末手当の支給割合	100分の220	100分の217.5
6月期と12月期の 合 計 支 給 割 合	100分の440	100分の440 (令和2年度支給割合)

2 施行期日

この条例（案）は、令和2年12月1日から施行するものであること。ただし、1の(2)は、令和3年4月1日から施行するものであること。

特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

第1 特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>(期末手当の額等)</p> <p>第4条の2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>(期末手当の額等)</p> <p>第4条の2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p>

第2 特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>(期末手当の額等)</p> <p>第4条の2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当の額等)</p> <p>第4条の2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

改 正 案	現 行
3 及び 4 (略)	3 及び 4 (略)

議案第 75 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部改正の件

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 11 月 27 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

一般職の職員の給与改定に準じて、議会の議員の期末手当についても適切な措置を講ずるため、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例（案）

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年泉大津市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の217.5」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(参 考)

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、一般職の職員の給与改定に準じて、議会の議員の期末手当についても適切な措置を講ずるため、所要の改正を行うものであること。

1 期末手当の改定

- (1) 令和2年12月期の期末手当の支給割合を、次の表のとおり引き下げるものであること。（第1条の規定による第4条第2項関係）

区 分	改定後	改定前
期末手当の支給割合	100分の217.5	100分の222.5
6月期と12月期の 合計支給割合	100分の440	100分の445

- (2) 令和3年6月期以降の期末手当の支給割合を、次の表のとおり改定するものであること。（第2条の規定による第4条第2項関係）

区 分	改定後	改定前
期末手当の支給割合	100分の220	100分の217.5
6月期と12月期の 合計支給割合	100分の440	100分の440 (令和2年度支給割合)

2 施行期日

この条例（案）は、令和2年12月1日から施行するものであること。ただし、1の(2)は、令和3年4月1日から施行するものであること。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

第1 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表 (第1条関係)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在)において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在)において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

改 正 案	現 行
3 (略)	3 (略)

第2 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表
(第2条関係)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在)において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在)において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p>

改 正 案	現 行
(1)~(4) (略)	(1)~(4) (略)
3 (略)	3 (略)

